

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月改定

四日市市立四郷小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていく取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「四郷小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。たとえば、いじめを受けていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

本校では、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

(1) 「授業づくり」においては、学ぶ楽しさや充実感を味わえる「だれひとり取り残さない授業づくり」「わかる授業」を行い、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

(2) 「集団づくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

笹川中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりである「四郷っ子のやくそく」や学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全な生活が送れる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、代表委員会

や生活委員会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

- (1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。
 - ① 手引を基にして、いじめについて正しく理解します。
 - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚(学校関係者編)」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題(保護者編)かけがえのない子どもたちのために」(各種相談機関一覧掲載)を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 国立教育政策研究所作成資料を有効活用します。
- (5) 代表委員会や生活委員会の啓発活動の一環として、又は道徳や図画工作の授業の道徳的な教材として、「いじめ防止標語」「いじめ防止啓発ポスター」等を作成するなど、全校で意識の高揚を図ります。
- (6) 各種相談機関を周知します。
 - ① 「いじめや体罰等に関する相談電話(059-354-8169)」
「いじめ相談メール(y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp)」
「不登校や発達障害に関する相談電話(059-354-8285)」(教育委員会)
 - ② 「青少年と家庭の悩み相談電話(059-352-4188)」(子ども未来部青少年育成室)
 - ③ 「人権に関する相談電話(059-354-8610)」(人権センター)
 - ④ 「被害少年の悩み、問題行動等(059-354-7867)」(北勢少年サポートセンター)
 - ⑤ 「児童虐待、不登校、養育等(059-347-2030)」(北勢児童相談所)
 - ⑥ 文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル(0570-0-78310)(全国共通ダイヤル)
 - ⑦ SNS相談アプリ「スタンドバイ」

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取り組み
 - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、スクールライフノート、心の天気なども活用しています。
 - ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
 - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 「いじめ調査」

- ① 児童に、「いじめ調査」を年間3回（毎学期）実施し、いじめの状況を把握しています。
- ② いじめ認知件数が零であった場合は、零であったことを学校便り等で児童及び保護者に公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認します。
- (3) 児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握するとともに、各調査結果を基にした教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- (4) 教育相談を実施しています。
 - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラー（心理士の資格を有する専門家等）とともに、いじめを受けた児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、いじめを行った児童のケアも行います。
- (6) 緊急ないじめを受けた児童の心のケアに対しては、心理士の資格を有する専門家の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① いじめの未然防止に関する啓発動画に加え、「情報の真偽を確かめる力」「発信が他者に与える影響を想像する力」「SNSの特性（匿名性や拡散性）の理解」といったメディア・リテラシー教育を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で体系的に実施します。また、「ネットモラル安心講座」を実施し、保護者とともに学びます。
 - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ PTA活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめの解消要件については、いじめに係る行為が止んで少なくとも3か月継続しており、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、面談等で確認してから行います。

- (9) 学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を活用し、問題解決に向けて取り組みます。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「生徒指導委員会」を行います。
- ・毎週金曜日に打ち合わせを定例化し、児童の情報交換を日常的なものとし、職員間の共通理解を図ります。
- (2) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
- ① 日常的な活動には、生徒指導委員会があたります。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」では、日常的ないじめ防止や、いじめの早期発見を主たる目的として活動します。
- ② 「学校いじめ防止対策委員会」において、いじめ事案を把握した場合には、「生徒指導委員会」に加えて、管理職、教育相談担当、養護教諭、SC…必要に応じて、コミュニティスクール運営協議会委員に委員会への参加を依頼します。
- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、把握したいじめ事案について「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
 - ・いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ・いじめ解決に向けた取り組みを進めるとともに、教育委員会には継続的に報告し、指導・助言を仰ぎます。

2 学校関係者及び各種団体との連携

本校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携を図ります。

- (1) PTA及びコミュニティスクール運営協議会と協働していきます。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行います。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携していきます。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校や関係機関・専門家等と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に

相談するよう働きかけてください。

- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、積極的な認知を目指し互いに連携しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見したとき、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または連絡してください。
- (4) 子どもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、使用方法や使用時間等の取扱いの管理を行うようにしてください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 四郷地区交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市こどもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども家庭センター
- (5) 男女共同参画課
- (6) 市民生活課 多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局 及び 四日市人権擁護委員協議会
- (8) こども未来課青少年育成室

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、保護者と連携を図りながら、適切な調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

があると認めるとき。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。